

中小企業のホームページの作成・変更費用を助成します！

町内の中小企業が新たにホームページを作成する場合、または既に開設しているホームページを変更する場合に、制作費用の二分の一(限度額 5 万円)を町が補助します。

申請要件

- ・中小企業基本法第 2 条に規定する中小企業であること。
- ・御宿町内に事業所を有すること。
- ・過去に本助成を受けて、ホームページを作成・変更したことがないこと。
- ・ホームページの作成・変更前であること。
- ・申請年度内に事業が完了し、実績報告書を提出すること。

(風俗営業等に関する法律第 2 条に規定する営業を行う者を除きます。)

補助対象経費

- ・新規にホームページを作成するための制作経費
- ・既に開設しているホームページを変更する場合の変更費用

新規作成の場合は、プロバイダ契約料、サーバー契約料、新規回線加入費、ドメイン取得料を含みます。

補助額

経費の総額の二分の一(限度額 5 万円・1円未満の端数は切り捨て)

申請方法

ホームページ作成・変更の開発前に申請書に以下の必要書類を添えて、産業観光課商工観光班まで申請してください。

- ・御宿町中小企業ホームページ作成費補助金交付申請書
- ・御宿町中小企業ホームページ作成事業計画書
- ・企業概要(資本金・従業員数のわかるもの)
- ・ホームページの作成に係る見積書の写し
- ・現在の HP の写し(リニューアルの場合)

補助金の交付

ホームページ完成後、報告書、必要書類および補助金交付請求により交付します。

申請書

前ページより申請用書式をダウンロードしていただくか、
役場4階商工観光課商工観光班にてお受け取りください。



【お問い合わせ】

産業観光課商工観光班

電話:0470-68-2513

御宿町役場

〒299-5192 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522 番地 電話:0470-68-2511(代表)

開庁時間: 月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(祝日・年末年始を除く)